

2017年度 違法経営額算定委員会 成果報告



2018年3月13日

中国IPG 違法経営額算定委員会

小澤 潤／キヤノン(中国)

0. 委員会メンバー

1. 兄弟(中国)商業有限公司
2. 富士電機(株)北京事務所
3. キヤノン(中国)有限公司
4. 尼康影像儀器銷售(中国)有限公司
5. 松下電器研究開發(蘇州)有限公司
6. 本田技研工業(中国)有限公司

順不同

1. 現状認識と課題

ECサイト上での販売記録を、行政処罰や刑事移送の算定根拠として採用するか否か、地域/機関ごとにその運用が統一されていないという現状がある。

権利者は、取得困難な違法経営額算定根拠の1つとして積極的に採用することを望む傾向にあるが、一方で、模倣品販売事実と販売記録との間の蓋然性に強固な法的根拠を見出せないのでは?という懸念もある。

2. 調査目的

ECサイト上の販売記録を違法経営額算定の根拠として採用することの法的有効性を多方面から検証し、一定の結論を導き出す。

3. 調査研究方法

- ・関連事例の収集と分析
- ・専門家へのヒアリング
 - @ 共通質問状に基づく意見交換会
 - @ 仮想事例に対する回答
 - @ 派生質問への回答
- ・ヒアリング結果の分析と総括

非常感謝！

1. IP Forward様
2. Sinofaith様
3. 隆安法律事務所様
4. 天達共和法律事務所様

3. 調査研究方法

活動項目	2017年										2018年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
情報分析・研究	→				→						→		
	事例収集/分析/ヒアリング準備				小括 & 次段階検討						総括		
ヒアリング (調査会社/ 法律事務所)					→								
					8/7:ヒアリング 9/11:ヒアリング 11月:仮想事例 12月:派生質問								
IPG全体会合報告	5月:活動計画報告				9月:中間報告						3月:最終報告		

- ①侵害行為の事実が確認されている
- ②被疑者とECサイト上の店舗を結びつける証拠が確保されている

条件下において、ECサイト上の販売記録を違法経営額算定根拠とする事は法的に問題ないことが確認された。

⇒ 当該記録内容に異議がある場合、立証責任は被疑者(侵害者)側に有り

通常の刑事案件（公安受理＝必要な証拠が確保されている）では、積極的にECサイト上の販売記録を違法経営額の算定根拠として採用することを働きかけるべきである。

但し、

侵害者と当該侵害者が経営しているサイト上の店舗を結びつける証拠を確保することがKeyとなる。

統一運用を働きかけるロビー活動にまでは至らず、、、、



1. 時間 & リソース不足
2. 具体事例不足



不適切運用の具体事例が蓄積された後
ロビー活動へ

ご清聴ありがとうございました。